

伊達市告示第**74**号



本市の区域内の字の区域を別紙のとおり画定する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第103条第4項の規定による換地処分の公告のあった日の翌日から生ずる。

令和4年5月17日

伊達市長 須田 博行



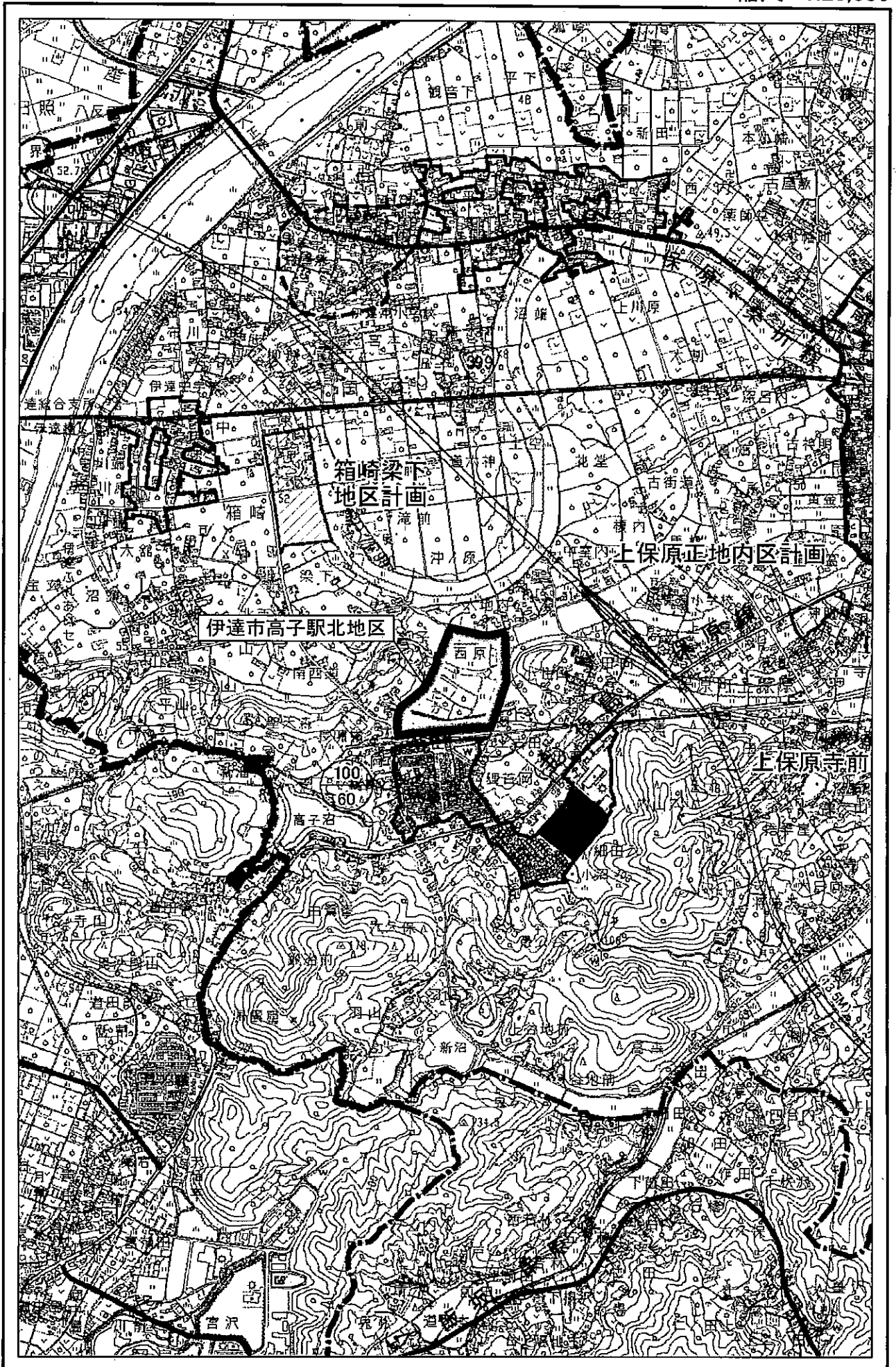
変 更 調 書

字の区域の画定について

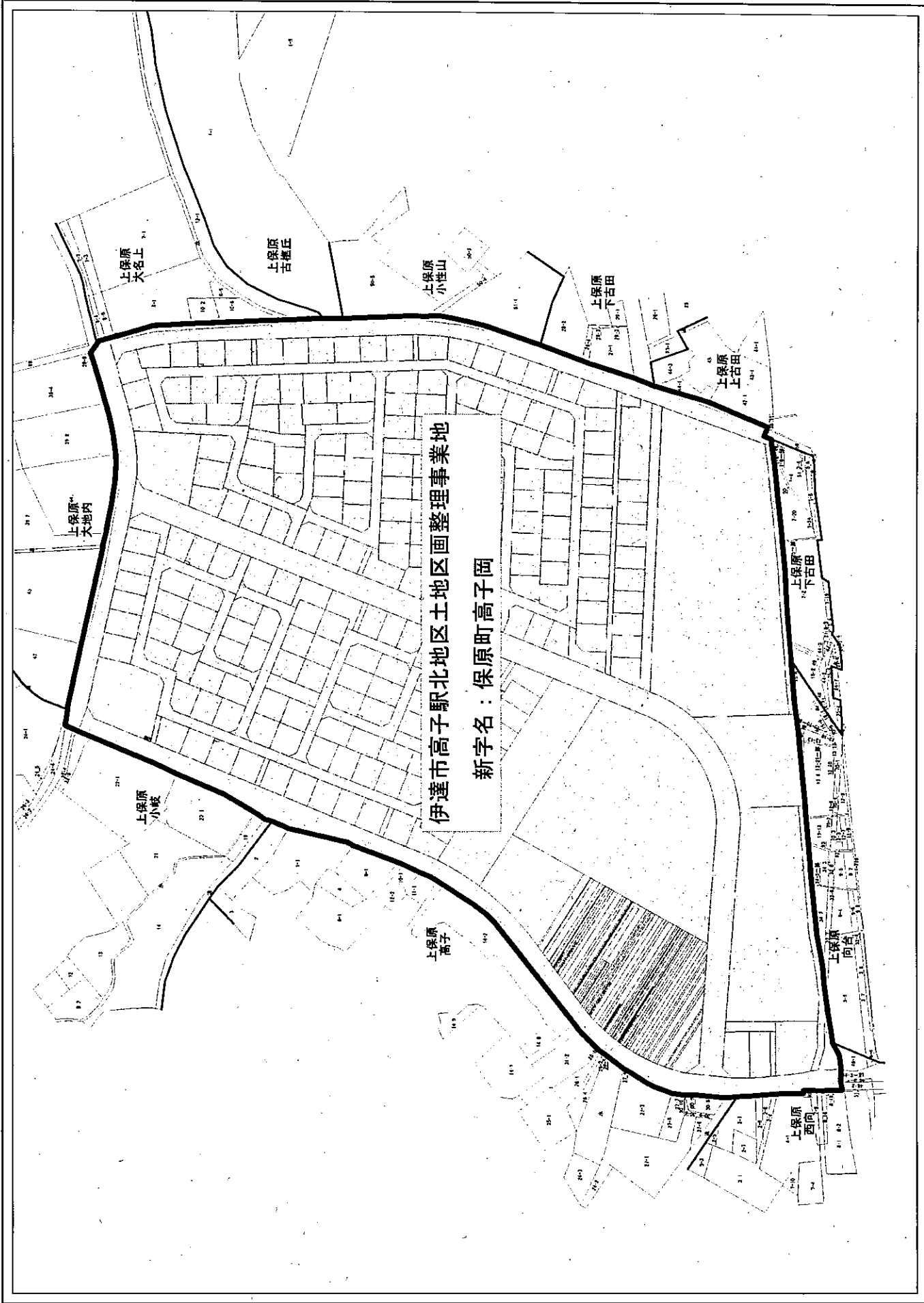
新たな字名	左に包含される区域		備 考
保原町高子岡	保原町上保原字小岐	20の3、22の3、35の2、36	新たな字名の読み方 (ほばらまちたかこがおか)
	保原町上保原字大地内	39の10から39の12まで、44の2、68の2	
	保原町上保原字大名上	8の2、8の7、8の8、9の1から9の6まで、10の1、10の4、10の5、10の7から10の9まで、11の1、11の3から11の5まで、13の2、14から16まで、18及びこれらの区域に隣接する道路・水路である公有地の全部	
	保原町上保原字高子	1の2、6の2、9の2、10の9、11の2、14の10、14の11、30の7、31の6、33、34	
	保原町上保原字向台	13の1、13の3、13の14から13の16まで、13の22から13の24まで、13の26、14の1から14の4まで、15の1、15の11から15の14まで、32の5、34の4、34の6、34の7、67及びこれらの区域に隣接介在する道路・水路である公有地の全部	
	保原町上保原字上古田	59	
	保原町上保原字下古田	1の7、1の10、1の11、7の1、7の3、7の4、7の22、7の23、7の26から7の29まで、7の31、8の1、8の4、9の2、9の5から9の7まで、10の1、10の2、10の4、11、12の1、12の3から12の6まで、13の1、13の2、14の1、14の3から14の7まで、15の1、15の4から15の12まで、16の1、16の2、16の4、17の2、17の3、22の4、45から47まで及びこれらの区域に隣接介在する水路である公有地の全部	
	保原町上保原字西向	2の4、3の2、4の3、30の2、45の1、45の2、46の5から46の7まで、48の3、49	
	保原町上保原字西原	全部及びこれらの区域に介在する水路である公有地の全部	
保原町上保原字前	全部及びこれらの区域に介在する道路・水路である公有地の全部		

位置図

縮尺 1:20,000



字界変更概略図



字界変更明細図

縮尺 1:2,000

伊達市高子駅北地区

